

海上保安学校教育訓練施設整備事業
行政財産の使用許可に関する書類
(案)

付帯事業の契約は、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号）の様式を使用する。

令和 年 月 日

〇〇部局長 殿

申請者 住 所
氏 名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在
- (2) 区分
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

3 利用計画 (事業計画)

4 使用しようとする期間

5 その他参考となるべき事項

別紙様式 13（使用許可期間を 5 年以内とする場合）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国有財産使用許可書

使用者 住所
氏名（代表者） 殿

許可者
部局長氏名 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇〇（注 1）に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在
区分
数量
使用部分 別図のとおり
（指定用途）

第 2 条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第 3 条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。（注 2）

（使用料）

第 4 条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、 円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第 5 条 前条第 1 項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注1) 審査請求をすべき行政庁については、以下のとおり記載するものとする。

イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁

ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 当該処分庁

ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）当該主任大臣

ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注2) 当該使用許可が当該使用許可期間満了をもって更新できないこととなる場合には、ただし書きに代えて、「なお、使用許可の更新は認めない。」と記載する。

(注3) 分担金等の負担を求める場合には、第4条第3項に、「前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。」と追加するものとする。

(注4) 当該使用許可が、国家公務員宿舎の居室及び自動車保管場所となる場合には、

以下のとおり追加等するものとする。

イ 第1条に、「宿舍名、戸番、専用面積又は指定保管場所」を追加。

ロ 第4条第3項に、上記注3に準じて追加する（「分担金」とあるのは「共益費」と読み替える）。

ハ 第9条第3項の次に次の1項を加える。

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

ニ 第12条第2項を以下のとおり改める。

（イ）有償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

（ロ）無償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる国家公務員宿舍関係法令に基づき算定した有料宿舍の使用料に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

ホ 第12条第3項に、「前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。」と追加。

（注5）地方公共団体が第三者へ転貸することを予定したものである場合等には、第9条第2項に「ただし、事前にその理由を記載した書面によって部局長に申請し、部局長の承認を得た場合には、使用許可物件を他の者に転貸することができる。」と追加するものとする。

（注6）当該使用許可の対象財産が、指定区域（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。）内の財産である場合は、以下のとおり追加等するものとする。

なお、当該使用許可の対象財産が、国境離島に所在する財産の場合は、「重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為」を「国境離島等（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第3項各号に掲げる国境離島等をいう。）の離島機能を阻害する行為」に読み替えるものとする。

イ 第10条第1項第7号に「前条に定める義務に違反した場合又は重要施設

（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第８４号）第２条第２項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第９条第１項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき」と追加。

ロ 第１０条の次に以下の条項を追加し、以下１条ずつ繰り下げる。
（解除条件）

第１１条 本件使用許可は、使用を許可された物件の利用者（乙に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第９条第２項に基づく命令が発せられたときは、失効する。

別紙様式 1 4（使用許可期間を 5 年超とする場合）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国有財産使用許可書

使用者 住所
氏名（代表者） 殿

許可者

部局長氏名 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項及び第 1 9 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇〇（注 1）に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

（指定用途）

第 2 条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第 3 条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。（注 2）

(使用料)

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	使用料年額	備考
第一年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第二年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第三年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は3年ごとに改定するものとし、改定の都度、3年間に係る使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、次に定めるところにより、当局歳入徴収官の発する納入告知書により納入しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	令和 年 月 日	

	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。) であるとき

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注1) 審査請求をすべき行政庁については、以下のとおり記載するものとする。

- イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁
- ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 当該処分庁
- ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）当該主任大臣
- ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注2) 当該使用許可が当該使用許可期間満了をもって更新できないこととなる場合には、ただし書きに代えて、「なお、使用許可の更新は認めない。」と記載する。

(注3) 分担金等の負担を求める場合には、第4条第3項に、「前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。」と追加するものとする。

(注4) 当該使用許可が、国家公務員宿舎の居室及び自動車保管場所となる場合には、以下のとおり追加等するものとする。

- イ 第1条に、「宿舎名、戸番、専用面積又は指定保管場所」を追加。
- ロ 第4条第3項に、上記注3に準じて追加する（「分担金」とあるのは「共益費」と読み替える）。
- ハ 第9条第3項の次に次の1項を加える。
 - 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

ニ 第12条第2項を以下のとおり改める。

(イ) 有償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

(ロ) 無償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる国家公務員宿舎関係法令に基づき算定した有料宿舎の使用料に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

ホ 第12条第3項に、「前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。」と追加。

(注5) 地方公共団体が第三者へ転貸することを予定したものである場合等には、第9条第2項に「ただし、事前にその理由を記載した書面によって部局長に申請し、部局長の承認を得た場合には、使用許可物件を他の者に転貸することができる。」と追加するものとする。

(注6) 当該使用許可の対象財産が、指定区域（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。）内の財産である場合は、以下のとおり追加等するものとする。

なお、当該使用許可の対象財産が、国境離島に所在する財産の場合は、「重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為」を「国境離島等（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第3項各号に掲げる国境離島等をいう。）の離島機能を阻害する行為」に読み替えるものとする。

イ 第10条第1項第7号に「前条に定める義務に違反した場合又は重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第9条第1項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき」と追加。

ロ 第10条の次に以下の条項を追加し、以下1条ずつ繰り下げる。
(解除条件)

第11条 本件使用許可は、使用を許可された物件の使用者（乙に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第9条第2項に基づく命令が発せられたときは、失効する。

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

部局長

国有財産使用料の改定について

令和 年 月 日付第 号をもって使用許可した国有財産について、同許可書第4条第1項に定める期間の満了に伴う令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料の額を決定しましたので、同許可書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 使用料決定額

行政財産の使用許可調書

年度		省庁名		部局名	
【協議・通知項目】				【留意事項】	
1. 当該行政財産の台帳記録事項及び使用許可する部分の数量				使用又は収益する当該行政財産の用途又は目的を妨げないとする理由（第1節の第2に掲げる事項に該当しない理由を個別具体的に記載する。）	
2. 相手方の住所及び氏名				〔 〕	
3. 使用許可の理由及び方法				当該行政財産の使用現況と今後の見込 〔 〕	
4. 使用許可の期間及び条件				原状回復ができることとする理由 〔 〕	
5. 使用許可の対価及びその算定調書				〔 〕	
6. 相手方の利用計画				建物の所有を目的とした土地の使用を許可する場合に普通財産として処理することができない理由 〔 〕	
7. その他参考となるべき事項				〔 〕	
(1) 相手方の選定方法				〔 〕	
(2) 指定区域（※）の該当有無				相手方の選定が公募でない場合その理由 〔 〕	
(3) その他				〔 〕	
				当該使用許可の期間を設定する理由 〔 〕	

（※）指定区域とは、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 19 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

〇〇部局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

年 月 日

[illegible]

照 会 書				
商号又は氏名				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住所
照会事項	上記の者について、以下に該当する者か否か。（申請書等を添付） (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している			
参 考				
上記のとおり照会します。 〇〇県警察本部暴力団対策主管課 殿 長 〇〇部局〇〇課長（氏名）				